

## 寝屋川市認知症カフェ補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、認知症になってもできる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、認知症の人及び認知症の疑いがある人並びにその家族（以下「認知症高齢者等」という。）、地域住民、専門職が気軽に集うことができる認知症カフェを自主的に運営する取組（以下「補助事業」という。）を支援することを目的に、予算の範囲内で寝屋川市認知症カフェ補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、寝屋川市補助金等交付規則（平成12年3月29日規則第7号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において認知症カフェとは、認知症高齢者等が気軽に集い交流できる場づくりや情報交換等を目的とする活動の拠点として自主的に運営されるものであり、かつ、次に掲げる要件を全て満たすものをいう。

- (1) 専ら営利を目的とした活動でないこと。
- (2) 寝屋川市の区域内（以下「市内」という。）で、かつ、認知症高齢者等が参加しやすい場所に開設すること。
- (3) 毎月1回以上定期的に開催され、1回当たりの開設時間は概ね2時間以上であること。
- (4) 主な活動内容は、次のアからカまでの内容とする。
  - ア 認知症高齢者等が気軽に集い、安心して利用できる場を提供すること。
  - イ 認知症高齢者等からの相談に対し、助言を行うこと。
  - ウ 認知症に関する市の施策やサービスなどの情報を提供すること。
  - エ 介護者の不安や負担を軽減するような取組を行うこと。
- (5) 補助事業に携わる運営スタッフとして2人以上配置され、そのうち1人以上は認知症サポーター養成講座を受講済みで、認知症に関する相談支援の経験等を有する者であることが望ましい。
- (6) 地域包括支援センター、医療・介護サービス事業所及び地域の関係者等と連携を図るとともに、市民の参加を積極的に促進し、地域に開かれた場とな

るよう努めること。

(7) 認知症カフェの周知を行い、認知症高齢者等の参加の拡大に努めること。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、認知症カフェを運営する団体又は個人（以下、「団体等」という。）であり、かつ、次に掲げる要件を全て満たす団体等とする。

- (1) 市内に事務所又は住所を有する団体等で、医療、介護又は福祉の活動実績があること。
- (2) 継続的な活動を行うことが見込まれる団体等であること。
- (3) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とした団体等でないこと。
- (4) 暴力団又は暴力団若しくは暴力団員の統制下にある団体等でないこと。
- (5) 市税を滞納していないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業に直接必要となる経費とする。ただし、次の各号に掲げる経費を除く。

- (1) 団体等の運営に係る経費
- (2) 団体等の構成員の人件費及び謝礼等
- (3) 団体等の構成員による会合の飲食費等
- (4) 前号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認める経費

2 前項の規定にかかわらず、国、大阪府等の他の補助金等の交付を受けている経費は、補助対象経費としない。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる補助金の区分に応じ、当該各号の定めるところによる。また、いずれも予算の範囲内において交付するものとする。

- (1) 開設補助金 新規に認知症カフェを開設するために必要な額とし、1団体等当たり 30,000 円を上限とする。補助回数は1団体等につき1回を限度とする。
- (2) 運営補助金 補助金の額は、補助事業に要する経費の合計額から利用者負担金その他の収入額を控除した額に相当する額とし、1団体等当たり 60,000 円を上限とする。ただし、活動が1年に満たない場合の上限額は、実施月数（15日以上は1月とする。）を12で除して得た数に上限額を乗じて得た額とする。また、補助回数は1団体等につき3回を限度とする。

2 前項の(1)及び(2)については、同時申請を可能とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は寝屋川市認知症カフェ補助金交付申請書に、次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 団体概要書（団体の場合）
- (4) 身分証明書（個人の場合）
- (5) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める資料

2 前項の提出は、市長が定める期間内に行わなければならない。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、当該申請書の提出があった日から、30日以内にその内容を審査した上で助成の可否を決定し、その旨を寝屋川市認知症カフェ補助金可否決定通知書により、当該申請をした者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による交付決定に際し、必要な条件を付することができる。

(申請事項の変更等)

第8条 前条の規定により交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、交付申請書又は補助事業に要する経費、添付書類に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめ寝屋川市認知症カフェ補助金交付申請変更承認申請書を市長に提出し、その承認を得なければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付の決定の内容を変更し、寝屋川市認知症カフェ補助金交付申請変更決定通知書により、当該届出を行った者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業の完了後、14日以内又は第7条の規定による可否決定がなされた日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、寝屋川市認知症カフェ補助金実績報告書に次に掲げる書類を添えて市長に提出し

なければならない。

(1) 収支決算書

(2) 補助事業の実施に係る領収書又はこれに代わるものの写し

(3) 事業報告書及び事業を実施した詳細が分かる資料（パンフレット、プログラム、ポスター、実施状況を写した写真等）

(4) 前号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第 10 条 市長は、前条の実績報告書の提出があったときは、30 日以内に補助対象事業の完了を確認し、その成果が交付決定の内容及び交付条件に適合すると認めたときは、既に行った交付決定の額を確定させ、寝屋川市認知症カフェ補助金交付額確定通知書により補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第 11 条 補助事業者は、前条の規定により補助金の額が確定したときは、市長に対し、寝屋川市認知症カフェ補助金請求書により請求する。

2 市長は、前項の請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（補助金の返還）

第 12 条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定を取り消し、補助金の返還を求めることができる。

(1) 不正の手段により補助金を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 補助金交付の条件に違反したとき。

（経理状況）

第 13 条 補助事業者は、収支に関する帳票その他補助事業に係る諸記録を整備し、常に経理状況を明らかにしておくとともに、市長が必要と認めるときは、その状況を報告しなければならない。

2 前項の規定により作成した帳簿等は、補助事業の終了後 5 年間保存しなければならない。

（調査等）

第 14 条 市長は、補助金に係る予算執行の適正を期するため必要があると認めるときは、補助事業者へ報告させ、又は職員に帳簿書類その他の物件を調査さ

せることができる。

(留意事項)

第 15 条 補助金の交付を受けようとする団体等は、次に掲げる点に留意すること。

- (1) 個人情報保護法の規定等を踏まえ、認知症高齢者等の個人情報やプライバシーの尊重、保護に万全を期すものとし、正当な理由なくその業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないこと。
- (2) 茶菓子や食事を提供する場合、その情報について、寝屋川市保健所長に届け出るとともに、衛生管理に十分留意すること。
- (3) 市民が認知症に関して正しい理解を深める場となるよう努めること。
- (4) 認知症サポーターと連携・協働するよう努めること。

(委任)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、この要綱を担当する部長が定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行し、令和 7 年度の補助金から適用する。